

(表)

第	号
身分証明書	
所属	
氏名	
生年月日	
上記の者は、門真市まちづくり基本条例第64条第1項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
門真市長（氏 名） 印	

(裏)

門真市まちづくり基本条例（抜粋）

（立入調査）

第64条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に開発区域内に立ち入り、工事その他の行為の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、規則で定めるところによりその身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められるものと解釈してはならない。

（規格 縦6.5センチメートル、横9センチメートル）